

35. 水道水質基準と検査頻度

※平成27年4月1日から

番号	項目名	基準値	検査頻度	検査頻度減の可否	省略の可否	省略の際の検討事項	
1	一般細菌	100以下	1回/月	不可	不可	/	
2	大腸菌	検出されないこと。					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	4回/年	*に同じ			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下					
38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	自動的に測定・記録をしている場合: 1回/3月			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下					
47	pH値	5.8以上8.6以下					
48	味	異常でないこと。					
49	臭気	異常でないこと。					
50	色度	5度以下					
51	濁度	2度以下	4回/年	不可			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下					
21	塩素酸	0.6mg/l以下					
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下					
23	クロロホルム	0.06mg/l以下					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下					
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルム)のそれぞれの濃度の総和	0.1mg/l以下					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下					
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下					
30	プロモホルム	0.09mg/l以下					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4回/年	*に同じ	原水が海水の場合は省略できない。 オゾン処理の場合及び次亜塩素酸消毒の場合は省略できない。		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下					
26	臭素酸	0.01mg/l以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下					
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下					
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下					
40	蒸発残留物	500mg/l以下					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下					
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下					
45	フェノール類	0.005mg/l以下					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	* 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における検査結果がすべて基準値の1/5以下の場合: 1回/年 基準値の1/10以下の場合: 1回/3年	過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況から検査する必要がないことが明らかかな場合は省略することができる。			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下					
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下					
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下					
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下					
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	施設の薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する。				
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下					
20	ベンゼン	0.01mg/l以下					
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下		1回/月	左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。	地下水を水源とする場合は、近傍の地下水の状況も勘案する。	
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下					
							停滞水を水源とする場合は、藻類の発生状況も勘案する。

注1: 省略した項目については、3年に1回程度は、確認のため検査を実施すること。(厚生労働省通知)
 注2: 原水の検査についても全項目検査(消毒副生成物: 11項目、味を除く。)を年1回は実施すること。(厚生労働省通知)
 注3: 水質管理目標設定項目等についても必要に応じ実施すること。(厚生労働省通知)